

デジタルマーケットプレイス掲載マーク使用規程

令和 8 年 4 月 28 日
調達支援・改革担当参事官決定

(趣旨)

第1条 この規程は、デジタルマーケットプレイス（以下「DMP」という。）における「デジタルマーケットプレイス掲載マーク」（以下「マーク」という。）の適正な利用に関し、必要事項を定めるものとする。

(マークの目的)

第2条 マークは、DMPカタログサイトに掲載されている SaaS サービスを提供する事業者が、自社のサービスがDMPに掲載済みであることを示すことを目的として使用される。

(マークを使用できる者)

第3条 マークは、DMPカタログサイトに自社が提供する SaaS サービスが掲載されている事業者に限り、使用することができる（以下マークを使用する者を「使用対象者」という。）。

(マークに関する権利)

第4条 マークに関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）その他の一切の権利は、デジタル庁に帰属する。

(申請)

第5条 マークの使用を希望する者（以下「マーク使用希望者」という。）は、本規程を遵守すること及び第3条を充足することに同意のうえ、デジタル庁が指定する事項をデジタル庁が指定するウェブサイト上の申請フォームを通じて提出することにより、マークの使用を申請することができる。

2 デジタル庁は、マーク使用希望者が次の各号のいずれかに該当する場合には、申請を拒否することができるものとする。なお、その場合、デジタル庁は、申請を拒否した理由を開示しないことがある。

- 一 本規程に違反したことを理由として使用停止を受けたことがあるとき
- 二 申請内容に虚偽の記載があったとき
- 三 マーク使用希望者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者若しくはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）である、又はロゴ使用希望者の役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会

的勢力であるとデジタル庁が判断したとき

四 マーク使用希望者が資金提供その他を通じて反社会的勢力の運営又は経営に関与する等、反社会的勢力との何らかの交流を行っているとしてデジタル庁が判断したとき

五 その他、デジタル庁が不相当と判断したとき

(使用方法)

第6条 使用対象者は、DMPカタログサイトに掲載されている使用対象者が提供するサービスについて、当該サービスがDMPカタログサイトに掲載されていることを示して、使用対象者の広報活動に使用することを目的として、別紙「ビジュアル・アイデンティティ・ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に従い、マークを複製し、当該サービスのウェブページにその他の媒体に使用することができる。

2 使用対象者は、デジタル庁の事前の書面(電磁的方法を含む。以下同じ。)による承諾なく、第三者にマークの使用を再許諾することはできない。

(禁止事項)

第7条 使用対象者は、マークを使用するにあたり、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある行為(不作為を含む。)をしてはならない。

一 国民の利益を害する目的又は態様で使用する行為

二 DMPカタログサイトの信用または品位を損なう行為

三 特定の思想、宗教の活動に使用する行為

四 DMPカタログサイト又はデジタル庁が、特定のサービス、物品、施策又は活動(使用対象者が提供又は実施するものに仮らない。)の品質・安全性等を保証、認証又は推奨していると誤認させる態様で使用する行為

五 法令又は公序良俗に反する行為

六 本規程又はガイドラインの記載に違反してマークを使用する行為(変形、縦横比率及び色の改変等を含む。)

七 デジタル庁又は第三者の知的財産権を侵害する行為

八 使用対象者が提供するサービスのDMPカタログサイトへの掲載期間が終了したにもかかわらず、マークを使用し続けることにより、当該サービスが引き続き同サイトに掲載されていると誤認させる態様で使用する行為

九 前各号に掲げるもののほか、デジタル庁が不適切と認めた場合

(使用の停止)

第8条 デジタル庁は、使用対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、使用の停止を求めることができ、使用対象者は速やかに応じるものとする。

一 前条に違反するとデジタル庁が判断した場合

二 第6条に基づき提出された申請内容に虚偽の記載があった場合

- 三 使用対象者が第10条によりマークを使用することができなくなっているにもかかわらず、マークの使用を継続している場合
- 四 その他本規程のいずれかの条項に違反した場合
- 五 前各号に掲げるもののほか、デジタル庁が不適切と認めた場合

(使用の終了)

第9条 使用対象者が提供する SaaS サービスのDMPカタログサイトへの掲載期間が終了した場合、当該使用対象者はマークを使用することができなくなるものとする。

(使用料)

第10条 マークの使用料は無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第11条 使用対象者は、自己によるマークの使用及び本規程の履行に関連して事故・苦情等について、自己の費用と責任の下に必要な措置を講ずるものとする。

(使用対象者の責任)

第12条 使用対象者は、マークの使用及び本規程の履行に関連して、第三者に損害を与えた場合には、自己の費用と責任の下で解決を図るものとする。

2 使用対象者は、マークの使用及び本規程の履行に関連して、使用対象者又はその従業員の故意若しくは過失によりデジタル庁に損害を与えた場合には、デジタル庁がこれによって被った損害を直ちに賠償しなければならないものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第13条 使用対象者は、使用対象者としての地位又はこれに基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。

(本規程の改定)

第14条 デジタル庁は、次の各号のいずれかに該当する場合、本規程を変更することができるものとする。

一 本規程の変更が、使用対象者の一般の利益に適合するとき

二 本規程の変更が、登録をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

2 デジタル庁は、前項の変更を行う場合は、30日の予告期間において、変更後の本規程の内容を使用対象者に通知するものとする。

3 法令上、使用対象者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、デジタル庁所定の方法で使用対象者の同意を得るものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月28日から施行する。